

2022年6月29日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15 - 3

会 社 名 **株式会社 ナガホリ**

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太

(コード番号 8139 東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文

( TEL. 03-3832-8266 )

## 第 61 期定時株主総会における報告ならびに決議の結果に関するお知らせ

本日開催の当社第 61 期定時株主総会におきまして、下記のとおり、報告事項の報告を行い、決議事項については全て原案のとおり承認可決されましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 報告事項

第 61 期 (2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで) 事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

#### 決議事項

##### <会社提案>

##### 第 1 号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、第 61 期期末配当金は 1 株につき 2 円と決定いたしました。

##### 第 2 号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。変更内容は、後記のとおりであります。

##### 第 3 号議案 取締役 1 名選任の件

本件は、原案のとおり長沢伸也氏が取締役に選任され、就任いたしました。

##### 第 4 号議案 リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた

当社株式の大規模買付行為等への対応方針の承認の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

定款一部変更の内容

(下線は変更箇所)

変更前	変更後
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>
<p>&lt; 新設 &gt;</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>&lt; 新設 &gt;</p>	<p>(附則)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第3条 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上